

佐賀県告示第 142 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 5 年 7 月 1 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 5 年 6 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピペリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール（通称名：Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene）及びその塩類
- (2) 化学名 (2 R , 3 R) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン、(2 S , 3 S) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン（通称名：3-CPM、3-Chlorophenmetrazine）及びその塩類
- (3) 化学名 N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (4 - フルオロブチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド（通称名：4F-ABINACA、4F-ABUTINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。